

団体信用生命保険について（新規貸付編）

互助会貸付を受ける方は団信に加入できるようになりました！！（希望者のみ）

団信制度

- ・平成30年4月から団体信用生命保険の取扱いを互助会貸付で開始します。制度の詳細は、手引きをご覧ください。

特約保証料

- ・保険料+手数料を特約保証料といい、加入者が負担します。
- ・全国の教職員等の加入状況により特約保証料は、変動します。
- ・参考：平成29年は残高10万円に対し月額45円で毎年1月末に決定します。

特約保証料の払い方

- ・1～12月までの年払いです。
- ・初回特約保証料は、加入月～12月分を貸付があった月末までに互助会の口座に振込みます。次回からは、口座振替となり、1～12月分が前年11月末頃に引き落としとなります。
- ・年度の途中で償還が終了する場合は、未経過分を返戻します。

貸付金額で計算してみると…（保険料：45円/10万円、振替手数料756円と仮定）

例1）貸付金額500万円

500万円/10万円×45円＝月額2,250円

例2）上記を口座振替で1年分払う

2,250円/月×12か月+756円(振替手数料)＝年額27,756円



4月貸付を例に手続きの流れを見てみると…

4/10 貸付	4/25 貸付	内容	対応者
3月15日	3月31日	貸付申込書締切	会員→互助会
		団信申込書兼告知書を送付	互助会→会員
3月25日	4月10日	団信申込書兼告知書提出締切	会員→互助会
4月5日	4月20日	加入の可否及び振込案内	互助会→会員
4月10日	4月25日	初回特約保険料の振込期限	会員→互助会

ご不明な点は、下記担当あてにお問い合わせください。

【担当】一般財団法人新潟県教職員互助会
 （新潟県教育庁福利課互助厚生係） 石川
 Tel : 025-283-7511 Fax : 025-284-2881
 Mail : ishikawa.yoko@pref.niigata.lg.jp